子育て世代のこんなリフォーム
応援します！

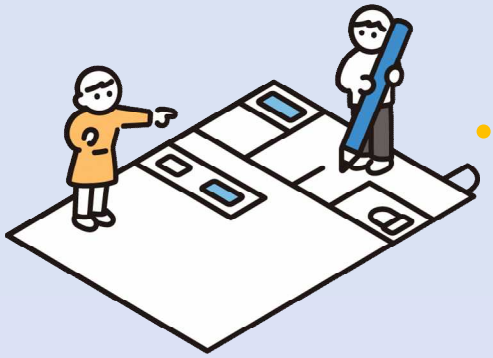

子どもが増えたから
部屋を分けたいなぁ

赤ちゃんを見ながら、家事
ができるようにしたい！

手続きの流れ

要件確認	次の補助要件①～④すべてに該当すること ①子育て世帯である　②父母の前年中所得合算額が550万円未満である ③子育ての負担軽減を目的に行うリフォームで次のいずれかの場所の リフォームである　（・リビング　・台所　・浴室　・こども部屋） ④工事費用が20万円以上である
申請	工事契約前に申請してください！　※必要書類は裏面確認のこと
決定	補助決定まで2週間程度かかります！
工事	工事契約は子の親権者名でしてください！
実績報告	申請年度の3月10日までに実績報告を提出してください！

⚠ 申請にあたっては、様々な要件があります。
詳しい内容については、必ず事前にホームページをご確認ください。

補助額

工事費の半分

ただし・・・

～補助上限額～
お子様1人の場合　　：10万円
お子様2人の場合　　：20万円
お子様3人以上の場合：30万円

～加算額～
3世代同居等　　：5万円
※親子と祖父母が新たに同一の家に居住予定、あるいは、2km以内の近くに新たに居住予定の場合です。

例　町外にお住まいの子育て世帯（子：小1・小3・小5）が、町内の祖父母宅の近く（2km以内）に中古住宅を購入し、こども部屋をリフォームする。リフォーム費用は100万円。
100万円×1／2＝50万円＞補助上限額30万円＋3世代近居加算5万円
⇨　補助額35万円

必要書類【必須】

①申請書
②住民基本台帳、町税滞納の有無及び所得の状況の確認に係る同意書
③住宅リフォーム費用の見積書（コピー）
④住宅リフォーム箇所の施工前写真
⑤住宅リフォームの内容がわかるもの（設計図書等）
⑥住宅リフォームを行う補助対象住宅の建物登記の全部事項証明書
⑦子の親権者の府税の滞納がないことを証する書類

※子の親権者：父母の婚姻中は父母ともが親権者です。

必要書類【転入予定の方】

町内の住宅を購入しリフォームをする場合等です。

必要書類【必須】に加えて…
①転入に関する誓約書
②子、子の親権者の住民票の写し
③子の親権者の所得がわかる書類
④子の親権者の町税の滞納がないことを証する書類
※子の親権者：父母の婚姻中は父母ともが親権者です。

必要書類【三世代同居･近居をされる方】

子育ての負担軽減のためのリフォームとともに、新たに三世代同居・近居される場合です。

必要書類【必須】に加えて…
①転入に関する誓約書（子の世帯あるいは祖父母世帯が転入・転居される場合）
②子、子の親権者及び祖父母の住民票の写し（転入される世帯分）
③三世代構成員の親族関係を証する書類（戸籍の全部事項証明等）

※子の親権者：父母の婚姻中は父母ともが親権者です。

【問合せ】
久御山町子育て支援課
TEL 075-631-9904／0774-45-3905
（受付）平日8:30～17:15